

令和8年安中市教育委員会 3月期定例会 会議録

日時 令和8年3月24日（火）  
午後2時00分から午後3時30分まで  
場所 松井田庁舎2階 第4会議室

【出席委員】

教 育 長	岩 崎 聡
教育長職務代理者	佐 藤 和子
委 員	高 槁 恵美
委 員	三 宅 豊
委 員	中 津 瀬 隆

【欠席委員】

なし

【事務局】

教 育 部 長	井 上 昇
総 務 課 長	東 崎 育子
学校教育課長	関 井 貴美枝
生涯学習課長	飯 野 靖之
書 記	佐 藤 直子

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の東崎です。

本日は、ご多用のところ、また小学校の卒業式にご出席でお疲れのところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、ありがとうございます。

会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶を申し上げます。

○ 岩崎教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 岩崎教育長

ただいまから、令和8年安中市教育委員会 3月期定例会を開会します。

次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会と臨時会の会議録の承認について、事務局から説明をお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会と臨時会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、会議録につきましては承認とさせていただきます。

続きまして、日程第4「諸般の報告」です。この会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

○ 岩崎教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等はでなかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「報告第3号、第4号」は、教職員の人事や個人情報に関する案件です。したがって、これらの議事は、非公開とすることが適切であると思われまます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「報告第3号、第4号」は、議事を非公開とし審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思いましたが、いかがですか。

\* 異議なし

○ 岩崎教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「報告第3号、第4号」は、議事を非公開とし、議事の最後に審議をし、審議中関係する職員以外の職員は退室をさせたいと思えます。

それでは、まずは報告、承認の議事に入ります。

報告第2号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 報告第2号を読み上げ、課長級以上の管理職を中心に、人事異動の内容を説明した後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

報告第2号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、報告第2号「安中市教育委員会事務局等職員人事について」承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、報告第2号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第10号「碓氷関所跡総合調査検討委員会設置要綱及び築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について」事務局より説明をお願いします。

◇ 総務課長

\* 議案第10号を読み上げた後、

碓氷関所跡総合調査検討委員会設置要綱及び築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止する告示でございます。

二つの要綱の告示を廃止し、附則により公布の日から施行するものです。本来は令和5年3月の機構改革の際に廃止すべきところ、手続きがなされておりました。実務はみりよく創出部文化財課が継続して担当しております。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第10号「碓氷関所跡総合調査検討委員会設置要綱及び築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第10号「碓氷関所跡総合調査検討委員会設置要綱及び築瀬二子塚古墳保存活用計画策定委員会設置要綱の廃止について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第11号「安中市学校運営協議会規則の一部改正につ

いて」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

\* 議案第 1 1 号を読み上げた後、

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、2月期臨時会で説明いたしました。本市においても安中市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定し、令和8年4月より施行いたします。

本計画の中に、学校における取組として、学校運営協議会における協議を経て、保護者及び地域住民その他の関係者の参画を得ながら運用を行うよう努めるとしております。

このことを学校運営協議会規則の中にも位置付けるために、同規則の一部を改正するものでございます。

現行では、学校長は毎年度基本的な方針を作成し、協議会の中で承認を得るものとなっておりますが、その項目の中に、改正案にありますとおり(6)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関することを新しく追加いたしました。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第 1 1 号「安中市学校運営協議会規則の一部改正について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中津瀬委員

学校運営協議会のなかで、経営方針だけではなく、教職員の処遇改善についてもご意見をいただくということですか。

◇ 学校教育課長

学校の方針を伝える際に、業務量の改善など働き方改革についての考えを協議委員の皆様へお伝えするという事です。

○ 岩崎教育長

ほかに何か質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第11号「安中市学校運営協議会規則の一部改正について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第12号「安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令(案)について」事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

\* 議案第12号を読み上げた後、

公立小中学校児童生徒の学校給食費が無料化になることに伴い、安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正するものとなります。

\* 資料に沿って補足説明を行い、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第12号「安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令（案）について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第12号「安中市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令（案）について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号「安中市社会教育指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第13号を読み上げ、

安中市社会教育指導員設置等に関する規則第1条は、「社会教育の振興を図るため、安中市社会教育指導員を置く。」という設置に関する事項が規定されています。

同規則の第2条は、任命について規定されており、同条第1項第1号は、社会教育主事講習を修了した者、第2号は教育職員の普通免許状を有する者で3年以上教育に関係ある職にあった者、第3号は、1号、2号に掲げる者のほか、社会教育に関する学識経験を有する者と

し、各号のいずれかに該当する者のうちから安中市教育委員会が任命するとなっています。

社会教育指導員の職務は、社会教育についての直接指導、学習相談又は社会教育団体の育成指導及び助言に関する事務に従事すると同規則第3条に規定されています。任期につきましては同規則第5条第1項で「指導員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されております。

今回の任命は、下記の表の2名の方でございます。

\* 資料に沿って、任命した者の「住所」「氏名」「生年月日」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第13号「安中市社会教育指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第13号「安中市社会教育指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「安中市青少年指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第14号を読み上げ、

安中市青少年指導員は、安中市青少年センター条例第5条及び安中市青少年センター条例施行規則第6条に基づき任命されるものでございます。

安中市青少年センター条例第5条では、青少年センターの事業を円滑に推進するため、安中市青少年指導員を置き、定数は1人、任期は1年とすると規定されています。

安中市青少年センター条例施行規則第6条第1項では、「安中市青少年指導員は、知識経験者の中から教育委員会が任命する」と規定されています。

今回の任命は、下記の表の1名の方でございます。

\* 資料に沿って、任命した者の「住所」「氏名」「生年月日」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第14号「安中市青少年指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第14号「安中市青少年指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号「安中市公民館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第15号を読み上げ、

安中市公民館条例第4条に基づき任命するものでございます。同条第1項は、「公民館に所長又は館長のほか、必要な職員を置く。」、同条第2項は、「第1項に規定された所長又は館長及び職員は、教育委員会が定める」、同条第3項は、「所長又は館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

今回館長に任命される方は、下記の表の9名の方でございます。

\* 資料に沿って、任命した者の「住所」「氏名」「生年月日」「勤務場所」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第15号「安中市公民館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第15号「安中市公民館長の任命について」

賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「安中市生涯学習指導員の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第16号を読み上げ、

安中市生涯学習指導員設置等に関する規則第1条は、「生涯学習の振興を図るため、安中市生涯学習指導員を置く。」という設置に関する事項が規定されています。

同規則の第2条は、「指導員は、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、安中市教育委員会がこれを任命する。」と規定されています。

また、同規則第6条第1項は、「指導員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」となっております。

今回生涯学習指導員に任命される方は、下記の表の6名の方でございます。

\* 資料に沿って、任命した者の「住所」「氏名」「生年月日」「勤務場所」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第16号「安中市生涯学習指導員の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等はありません。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第16号「安中市生涯学習指導員の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第17号を読み上げ

安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条に基づき任命するものでございます。

安中市公民館条例第4条第1項は、「公民館に所長又は館長のほか、必要な職員を置く。」とし、同条第2項では、第1項の所長又は館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨の規定となっています。

同条第3項は、「所長又は館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」と規定されています。

また、安中市図書館条例第4条第1項は、「図書館に館長その他必要な職員を置く。」とし、同条第2項では、第1項の館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨の規定となっています。

今回安中市文化センター所長及び安中市図書館館長に任命される方は、下記の表の方でございます。

\* 資料に沿って、任命した者の「住所」「氏名」「生年月日」「勤務場所」「任命期間」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第17号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第17号「安中市文化センター所長及び安中市図書館館長の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第18号を読み上げ、

安中市松井田文化会館条例第5条、安中市公民館条例第4条及び

安中市図書館条例第4条に基づき任命するものでございます。

安中市松井田文化会館条例第5条第1項は、「文化会館に館長のほか、必要な職員を置く。」と規定されています。

また、安中市公民館条例第4条及び安中市図書館条例第4条で「館長は、非常勤とし、その任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。」、館長、必要な職員は、教育委員会が定める旨規定されております。

今回松井田文化会館館長及び松井田図書館館長に任命される方は、下記の表の方でございます。

\* 資料に沿って、任命した者の「住所」「氏名」「生年月日」「勤務場所」「任命期間」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第18号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第18号「安中市松井田文化会館館長及び松井田図書館館長の任命について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号「令和安中かるたの利用に関する取扱要領の制定について」事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 議案第19号を読み上げ

令和安中かるたの利用に関する取扱要領につきましては、安中市合併20周年記念事業の一環として制作を進め、このたび完成いたしました「安中市郷土かるた（令和安中かるた）」の利用に関し、その利用において、複製、上演、上映、公衆送信、展示など二次的利用が想定されることから、一定の制限と申請手続きを定め、郷土かるたを適切に管理するため、その利用に関する必要な事項を別紙「令和安中かるたの利用に関する取扱要領」のとおり定めるものです。

なお、この告示は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上です。

○ 岩崎教育長

説明が終わりました。

議案第19号「令和安中かるたの利用に関する取扱要領の制定について」質疑がありましたら、お願いします。

◆ 中津瀬委員

利用に関する制限について

◇ 生涯学習課長

教育関係での教材利用に関しては、申請は必要ございません。

◆ 佐藤委員

将来的な運用方法や競技大会等の開催予定などについて

◇ 生涯学習課長

地域学習の教材として活用していただき、ルール等の整備が整えば、親子大会などの開催も検討していければと考えております。

\* それぞれ、各質疑について補足説明をおこなった。

○ 岩崎教育長

ほかに何か質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から意見等が出なかった。

○ 岩崎教育長

無いようですので、議案第19号「令和安中かるたの利用に関する取扱要領の制定について」賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 岩崎教育長

挙手全員です。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

それでは先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とし、審議に係る職員以外の職員は一旦退室をさせたいと思います。

\* 指示された職員が退室する。

**\* 非公開議案**

\* = 報告第3号 県費負担教職員の指導措置について =

\* = 報告第4号 令和7年度末県費負担教職員人事の内申について =

\* 退室していた職員が入室する。

○ 岩崎教育長

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

事務局、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

◇ 教育部長

令和8年第1回安中市議会定例会が2月25日から3月19日、会期23日間で開会されましたので報告させていただきます。

\* 教育委員会に関する内容について、説明を行った。

◇ 総務課長

・安中小学校給食室新築工事の工期延長と給食開始時期について

◇ 学校教育課長

・配布冊子「学校における人権教育」「群馬教育振興」について

\* それぞれ説明を行った。

○ 岩崎教育長

他に何かございますか。

○ 岩崎教育長

無いようですので、以上で、令和8年安中市教育委員会3月期定例会を閉会いたします。

◇ 総務課長

ここで少々お時間をいただき、令和8年3月31日付けで退職となります職員、また、令和8年4月1日付けの定期人事異動に伴う事務局職員より挨拶を申し上げます。

\* 該当職員が挨拶

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行う。

《令和8年4月期定例会》

- ・ 日時 令和8年4月24日（金） 午後2時30分から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

それでは散会といたします。どうぞ気を付けてお帰りください。